

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。国から配分される市町村への譲与税の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

また、国は、森林の保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等に加え、停電の原因となる倒木等に対応するため、森林環境譲与税を増額し、森林整備を促進させるとしています。

しかしながら、森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積（10分の5）、林業就業者数（10分の2）及び人口（10分の3）に基づき算定されるため、人口の多い都市部への配分が多くなることや、森林整備には使われずに基金に積み立てられているなどの問題が指摘されており、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

よって、国におかれては、森林環境譲与税について、林業に係る財政需要の大きな地方自治体に対し、より手厚い配分がなされるよう、譲与基準の見直しを行うことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月28日

上田市議会議長 佐藤 論 征